福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル［建築物編］の原稿案及び市民意見公募について

１、趣旨

平成24 年に横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」）が改正され、一定期間が経過し、運用面での課題が明らかとなりました。これらの課題解消および運用の改善を目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」）の見直しを行い、令和５年２月に公布を予定しています。

これに伴い、改正した施行規則の内容を反映させるため、横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル建築物編の改正を行います。

２、施設整備マニュアルの改正内容について今回の改正は、マニュアル全体を対象としています。以下に、改正案の一部を例示いたします。

整備項目ごとの改正内容は、別添資料、福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル建築物編改正案概要をご覧ください。

整備項目２、敷地内の通路および整備項目６、階段

図２-４（階段では図６-６）に、手すりの構造（始終端部の構造など）を追加し、不適切な例として「水平部分の高さが高い」「傾斜部分から滑らかに延長していない水平部分」「手すりが直線でない」を示す図をそれぞれ追加します。

整備項目３、駐車場

図３-２として機械式駐車場の整備例を新たに追加しました。

乗降部分の幅員として「指定施設整備基準、350cm以上」と追加します。

「操作盤、車いす使用者が用意に操作できる位置に設置」と追加します。

通路の有効幅員として「指定施設整備基準140cm以上、望ましい整備180cm以上」と追加します。

機械式駐車場内の壁に「望ましい整備、手すり」と追加します。

整備項目８、エレベーター等

エレベーターの項目にある解説「視覚的な情報設備の配置」に追記を行います。

制御装置のボタンは、点字表示や文字等の浮き彫りなど、視覚障碍者が円滑に操作できる構造とする必要があると追加します。

階数ボタンが２列になる場合は、千鳥配列にするのが望ましいと追加します。

エレベーターの交換、改修時にも音声案内の対応を行うことが望ましいと追加します。

３、市民意見公募と今後の対応について

令和５年２月中旬から３月中旬にかけて市民意見公募を実施。

いただいた市民意見を参考の上、必要に応じ案の修正を行い、改正施設整備マニュアルとして確定。

令和５年10月（予定）改正施設整備マニュアル[建築物編]として発行。